

平成26年度 第5回消費生活審議会会議概要

日 時	平成27年1月29日(木) 午前10時～午前10時30分
場 所	消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	澤田委員, 小林委員, 渡辺委員, 遠藤委員, 宮原委員, 榎並委員, 三島委員, 奥田委員, 小関委員, 沢井委員, 梨本委員
欠席委員	道上委員, 石井委員, 坂内委員, 大橋委員,
事務局	古俣課長, 小柳所長, 青木主幹, 本間主事
議 事	1. 新潟市消費生活推進計画について ①新潟市消費生活推進計画(一次改定)(素案)のパブリックコメントの実施結果について ②新潟市消費生活推進計画(一次改定)の答申書(案)について 2. その他
審議概要	<p>事務局 議事1 新潟市消費生活推進計画について</p> <p>①「新潟市消費生活推進計画(一次改定)(素案)のパブリックコメントの実施結果について」の状況を次のとおり報告。</p> <p>提出者1名, 意見数が2件あり, その内容は, 施策3(1)事業者に対する要請及び指導と課題V 施策16 関係機関・団体との連携に関するものだったことを説明した。</p> <p>(質 疑)</p> <p>委 員 消費者安全法の改正とはどんなものなのか。</p> <p>事務局 今回の改正では, 例えば県の業務として「市町村相互間の連絡調整・技術的援助を行う」から「必要な助言, 協力, 情報の提供その他の援助を行う」等具体的内容に改正された。</p> <p>委 員 県と市の役割はどうなっているのか。また, 県は直接的な相談業務は行わなくてもよいのか。</p> <p>事務局 法律では, 「県は広域的な見地を必要とする相談」を行い, 「市は消費者からの相談に応じる」とあり, それぞれの立場で相談業務を行っている。</p> <p>また, 相談施設等の設置については, 県には設置の義務があり, 市は設置するよう努めなければならないことになっている。</p> <p>事務局 議事1 新潟市消費生活推進計画について</p> <p>②「新潟市消費生活推進計画(一次改定)の答申書(案)について」を報告。</p>

(質 疑)

なし

(議事 2. その他)

委員長 最終答申（案）を取りまとめることができたことについて、各委員へお礼を述べた。

事務局 今後の手続きについて事務局で進める旨伝え、5 回に亘る審議のお礼と閉会の挨拶を行った。